

令和6年6月28日
日 本 銀 行

【概要書】

通貨及び金融の調節に関する報告書（令和6年6月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

「通貨及び金融の調節に関する報告書」の概要

I. 本報告書の位置付け等

本報告書は、日本銀行法第 54 条第 1 項に基づき、日本銀行が財務大臣を経由して国会に提出する報告書である。今回は令和 5 年 10 月～6 年 3 月分。

<参考>

日本銀行法第 54 条第 1 項

日本銀行は、おおむね六月に一回、政策委員会が議決した第 15 条第 1 項各号に掲げる事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書を作成し、財務大臣を経由して国会に提出しなければならない。

日本銀行法第 15 条第 1 項

次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

- 一 第 33 条第 1 項第 1 号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に係る手形の種類及び条件の決定又は変更
- 二 第 33 条第 1 項第 2 号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率並びに当該貸付けに係る担保の種類、条件及び価額の決定又は変更
- 三 準備預金制度に関する法律（昭和 32 年法律第 135 号）第 4 条第 1 項に規定する準備率及び基準日等の設定、変更又は廃止
- 四 第 33 条第 1 項第 3 号に規定する手形、債券又は電子記録債権（電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下この号及び第 33 条第 1 項において同じ。）の売買その他の方法による金融市場調節（金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節（公開市場操作を含む。）をいう。）の方針並びに当該金融市場調節に係る手形、債券又は電子記録債権の種類及び条件その他の事項の決定又は変更
- 五 その他の通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更
- 六 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その他通貨及び金融の調節に関する日本銀行としての見解の決定又は変更

II. 本報告書の概要

(経済の情勢)

1. わが国経済は、令和5年度下期中、緩やかに回復した。もっとも、下期後半には一部に弱めの動きがみられた。

輸出は、海外経済の回復ペース鈍化の影響を受けつつも、横ばい圏内の動きとなった。鉱工業生産は、基調としては横ばい圏内の動きとなったが、下期後半には、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響もあって減少した。企業収益や企業の業況感は改善した。こうしたもとで、設備投資は緩やかな増加傾向をたどった。雇用・所得環境は緩やかに改善した。個人消費は、物価上昇の影響に加え、下期後半には一部自動車メーカーの出荷停止による自動車販売の減少などもみられたものの、底堅く推移した。住宅投資は弱めの動きとなった。公共投資は横ばい圏内の動きとなった。

2. 物価の動向についてみると、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、政府の経済対策もあってエネルギー価格の寄与はマイナスとなったものの、既往の輸入物価上昇を起点とする価格転嫁の影響が減衰しつつも残るもとで、サービス価格の緩やかな上昇も受けて、2%台のプラスで推移した。予想物価上昇率は、緩やかな上昇を続けた。

(金融面の動向)

3. 短期金融市場では、全般的に、金利は低水準で推移した。無担保コールレート（オーバーナイト物）は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の枠組みのもとで▲0.1~0%の範囲で推移したあと、3月の金融政策決定会合における金融政策の枠組みの見直し以降は、0~0.1%の範囲で推移した。

債券市場の動向をみると、長期金利は、期間を通じてみれば、概ね横ばいとなった。

株価（日経平均株価）は、堅調な企業決算や為替円安などが意識されるもと、米欧株にも連れつつ、史上最高値を更新して上昇し、3月末には40千円台となった。

為替市場では、円の対ドル相場は、期間を通じてみれば、円安ドル高方向の動きとなり、3月末には151円台となった。円の対ユーロ相場も、振れを伴いつつ、円安ユーロ高方向の動きとなった。

4. 企業金融についてみると、企業の資金調達コストは、下期末にかけて上昇したが、なお低水準で推移した。資金需要面をみると、経済活動の回復や企業買収の動きなどを背景に、緩やかな増加を続けた。資金供給面をみると、企業からみた金融機関の貸出態度は、緩和した状態が続いた。こうしたなか、企業の資金調達動向をみると、民間銀行の貸出残高の前年比は、3%台半ばまでプラス幅を拡大した。CP・社債計の発行残高の前年比は、1%台半ばから2%台前半で推移した。
5. マネタリーベース（流通現金＋日本銀行当座預金）の前年比は、ひと頃に比べ長期国債買入れ額が減少するもとの、プラス幅を縮小した。マネーストック（M2）の前年比は、2%台前半から半ばで推移した。

（金融政策決定会合における検討・決定）

6. 5年度下期中には、金融政策決定会合を計4回開催した。
金融経済情勢について、10月から1月の会合では、「緩やかに回復している」、3月の会合では、「一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している」とそれぞれ判断した。
7. 金融政策運営面では、10月の会合において、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもとで、長短金利操作の運用をさらに柔軟化することとし、以下の金融市場調節方針と長短金利操作の運用を決定した。資産買入れについては、以下の方針を維持した。

（長短金利操作＜イールドカーブ・コントロール＞）

- ① 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。
短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

② 長短金利操作の運用

長期金利の上限は1.0%を目途とし、上記の金融市場調節方針と整合的なイールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実施する。

(資産買入れ方針)

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

- ① ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
- ② CP等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

12月と1月の会合では、上記の金融市場調節方針、長短金利操作の運用および資産買入れ方針を維持した。

3月の会合では、金融政策の枠組みを見直すこととし、以下の金融市場調節方針等を決定した。

(金融市場調節方針)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

(長期国債の買入れ)

これまでと概ね同程度の金額で長期国債の買入れを継続する。長期金利が急激に上昇する場合には、毎月の買入れ予定額にかかわらず、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実施する。

(長期国債以外の資産の買入れ)

- ① ETFおよびJ-REITについて、新規の買入れを終了する。
- ② CP等および社債等について、買入れ額を段階的に減額し、1年後をめぐりに買入れを終了する。

(貸出増加支援資金供給等の新規実行分の扱い)

貸出増加支援資金供給、被災地金融機関支援オペ、気候変動対応オペについては、貸付利率を0.1%、貸付期間を1年として実施する。貸出増加支援資金供給については、貸出増加額と同額までの資金供給が受けられる仕組みとする。

先行きの金融政策運営について、10月から1月の会合では、「内外の経済や金融市場を巡る不確実性がきわめて高い中、経済・物価・金融情勢に応じて機動的に対応しつつ、粘り強く金融緩和を継続していくことで、賃金の上昇を伴う形で、2%の「物価安定の目標」を持続的・安定的に実現することを目指していく。「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。引き続き企業等の資金繰りと金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる」との考え方を示した。3月の会合では、「引き続き2%の「物価安定の目標」のもとで、その持続的・安定的な実現という観点から、短期金利の操作を主たる政策手段として、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営する。現時点の経済・物価見通しを前提にすれば、当面、緩和的な金融環境が継続すると考えている」との考え方を示した。

(日本銀行のバランスシートの動き)

8. 3月末における日本銀行のバランスシートの規模を総資産残高で見ると、756.4兆円（前年比+2.9%）となった。